

九州産業大学工学部電気情報工学科電気情報工学総合コース履修要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州産業大学工学部授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）

第1条の2第2項の規定に基づき、電気情報工学科総合コース（以下「総合コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 総合コースにおける技術者教育プログラムを履修しようとする者は、所定の期日までに登録しなければならない。

(登録要件)

第3条 総合コースに登録するには、2年次終了時まで、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 1年次に配当されている「専門必修科目」のすべての単位を修得していること
- (2) 2年次に配当されている「専門必修科目」22単位のうち18単位以上を修得していること
- (3) 「専門選択科目」の「工学基礎」「専門基礎」「共通」から20単位以上修得していること
- (4) 「基礎教育科目」を10単位以上修得していること
- (5) 「外国語科目」を8単位以上修得していること

(卒業研究着手要件)

第4条 総合コースに登録した者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ卒業研究を履修することができない。

- (1) 履修規程第2条に定められた卒業に必要な124単位のうち、卒業研究以外の必修科目すべての単位と「外国語科目」10単位を修得していること
- (2) 「専門選択科目」のうち、微積分学演習、物理実験、線形代数学、線形代数学演習、物理学、電気回路Ⅲ、電磁気学Ⅲ、電子回路Ⅱ、コンピュータ基礎演習、電気情報数学、技術者倫理及び技術英語を含む50単位以上を修得していること

(修了要件)

第5条 総合コースを修了するには、卒業研究の単位を修得し、履修規程第2条に定められた卒業に必要な124単位以上を修得しなければならない。

(授業時間)

第6条 総合コースの授業時間（授業に割り当てられている時間）の総計は、次の各号に掲げる授業時間を含め1600時間以上とする。

- (1) 人文科学、社会科学等（語学教育を含む）の合計授業時間が250時間以上
- (2) 数学、自然科学、情報技術の合計授業時間が250時間以上
- (3) 専門分野の合計授業時間が900時間以上

(コースの変更)

第7条 総合コースから電気情報工学科電気情報工学一般コース（以下「一般コース」という。）への変更を希望する者は、年度始めの所定の期日までに願出しなければならない。

- 2 総合コースから一般コースへ変更した者は、総合コースに再登録することはできない。

(編入学生等の登録要件)

第8条 本学科3年次に編入又は転学部・転学科した者が、総合コースにおける技術者教育プログラムを履修するには、既修得単位の読み替え認定科目及び単位数が、第3条の登録要件を満たし、学習の内容及び時間数が本学科開講科目相当でなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後のコース名称については、平成19年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生に対する改正後の要領第3条、第4条及び第6条の規定の適用については、なお従前の例による。